

令和7年度 第10回丹波市農業委員会

定例総会議事録

令和8年1月26日

令和7年度 第10回定例総会議事録

1. 日 時 令和8年1月26日 午後1時30分

2. 場 所 丹波市役所春日庁舎4階 大会議室

3. 出席者

○農業委員 (24名)

(柏原地域)	1番 亀井 昌一	2番 堀 巧		
(氷上地域)	3番 池田 将徳	4番 荻野 恭敏	5番 兼古 善明	
	6番 平松 稔久	7番 福井 脩	8番 山本 浩子	
(青垣地域)	9番 足立 篤夫	10番 足立 年一	11番 荻野 一喜	
(春日地域)	12番 荻野 隆太郎	13番 小橋 季敏	14番 新才 泰則	
	15番 婦木 克則	16番 細見 滋樹		
(山南地域)	17番 岸本 好量	18番 田中 幸治	19番 野垣 克巳	
	20番 和田 憲治			
(市島地域)	21番 荒木 嘉信	22番 荻野 広	23番 橋本 慶子	
	24番 米田 豊			

○事務局 (3名)

4. 議事

- 議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
- 議案第 2 号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- 議案第 3 号 非農地証明願承認について
- 議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について (別冊)
- 報告第 1 号 農地の一時利用届について
- 報告第 2 号 農地の形状変更届について
- 報告第 3 号 農地法施行規則該当転用届について
- 報告第 4 号 土地改良事業の届出について
- 報告第 5 号 公共工事の届出について

5. 閉会

## 1. 開会

- 議長 定刻より早いですが、皆さんお集まりですので会議を始めたいと思います。  
足元の悪い中、御出席ありがとうございます。  
ただいまより、令和7年度第10回丹波市農業委員会定例総会を開会いたします。  
初めに、岸本会長から御挨拶をお願いいたします。

## 2. 会長あいさつ

- 岸本好量会長（会長あいさつ）
- 議長 ありがとうございます。  
事務局から会議の開催について、報告をお願いします。
- 事務局 失礼します。事務局です。  
本日の定例総会の出席人数でございます。  
在任委員24名全員の出席となっており、農業委員会等に関する法律第27条の規定を満たしておりますので、総会が開催できますことを御報告いたします。  
続きまして、議案書の修正が1点ございます。  
お手元資料2ページを御覧ください。議案第1号の番号3番の6筆あるうちの一番上です。  
書類不備により取下げとなりましたので削除をお願いいたします。  
また、図面9ページにつきましても、一番上の農地が削除となります。  
以上でございます。

## 3. 議事録署名委員の指名

- 議長 日程3番、議事録署名委員の指名については、丹波市農業委員会総会会議規則第20条の規定により、「議長が指名する」とありますので指名させていただきます。  
本日は、議席番号4番の荻野委員、議席番号5番の兼古委員、両委員よろしくをお願いいたします。  
なお、本総会の議事録は後日作成しますので、署名押印をよろしくをお願いします。

## 4. 議事

### ～ 議案第1号 番号1番～番号28番 ～

- 議長 日程4番、議事に入ります。  
議案第1号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてを議題といたします。  
事務局説明をお願いします。
- 事務局 議案第1号、番号1番、番号2番朗読
- 議長 事務局の説明が終わりました。  
柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。
- 委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。  
番号1番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は7ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

利用計画は、野菜と黒大豆です。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員 番号2番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号2番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は8ページに示しています。

譲受人は、図面に示しています拠点の住宅に移住の予定であり、利用計画は3筆の畑のうち、図面の拠点の右上の1筆は豆類、ジャガイモ、キュウリ、トマトなど野菜を、残り2筆は栗、柿の果樹を栽培され、いずれも個人消費用です。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可すべきものと決定いたします。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 最低限の機械はあるのでしょうか。持っておられるの。

○委員 機械はお持ちではないですが、今後野菜等の栽培状況によって考えたいとお聞きしています。

○議長 よろしいですか。

ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、氷上地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号3番～番号11番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会からの確認報告ですが、番号3番について、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いします。

(該当委員退席)

○議長 それでは、氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号3番につきまして、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号3番は、農地を贈与により取得し、経営規模を拡大するというもので、図面は9ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。利用計画は、全て水稲となっております。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は許可すべきものと決定いたします。

復席をお願いします。

(該当委員復席)

○議長 それでは、氷上地域委員会からの確認報告ですが、番号10番、番号11番につきましては、同一の申請のため併議という取扱いでさせていただきますので、よろしく申し上げます。

○委員 番号4番と番号5番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号4番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は9ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

作付けは、水稲をされます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

番号5番は、農地を贈与により取得し、経営を開始したいというもので、図面は10ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

作付予定は、野菜をされます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員 番号6番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号6番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は11ページに示しています。

譲渡人は、現在市外に住んでおられますが、拠点となる住居を購入後、移住し兼業になりますが農業をしていきたいとのこと。

機械については、現在は草刈機しかありませんが、トラクターの購入も考えておられます。

作付けは、野菜や水稲を計画しており、水稲は作業委託し取り組みたいとのことです。

譲受人は若い方ですが、ご家族も来年秋頃移住し、一緒に農業をしていきたいと考えておられます。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○委員 番号7番と番号8番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号7番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は12ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。現在も水稲を作付されており、継続して水稲を作付するというものです。

御審議のほど、よろしくお願いたします。

続きまして、番号8番は農地を贈与により取得し、経営規模を拡大したいというものです。図面は13ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いたします。

○委員 番号9番から番号11番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号9番は、農地を売買により取得し、農業を始めたいというもので、図面は14ページに示しています。

作付計画は、果樹栽培です。

機械は、草刈機を1台所有されております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いたします。

番号10番、番号11番は、農地を売買により取得して、経営規模を拡大したいというもので、図面は14、15ページに示しています。

作物は、果樹、野菜、豆を計画しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、許可すべきものと決定いたします。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、許可すべきものと決定いたします。

番号6番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、許可すべきものと決定いたします。

番号7番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、許可すべきものと決定いたします。

番号8番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は、許可すべきものと決定いたします。

番号9番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号9番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号9番は、許可すべきものと決定いたします。

番号10番、番号11番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号10番、番号11番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号10番、番号11番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号12番～番号14番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号12番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号12番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は16ページに示しています。

利用計画は、豆類と水稻です。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号13番と番号14番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号13番は、農地を贈与により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は17ページに示しています。

利用計画は、現在水稻を栽培しており、引き続いて水稻を栽培する予定です。

なお、譲受人の所有地の中に昭和50年頃父が建てた農機具倉庫と車庫として利用している土地があるため、令和8年3月までに手続をするという誓約書が提出されています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号14番は、農地を売買により取得し、農業経営を拡大したいというもので、図面は18ページに示しています。

利用計画は、野菜を栽培する予定です。

なお、農地への機械の出入りは、隣の農地から入れるよう了解を得ているということです。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号12番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号12番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号12番は、許可すべきものと決定いたします。

番号13番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号13番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号13番は、許可すべきものと決定いたします。

番号14番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号14番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号14番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号15番～番号21番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号15番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号15番は、農地を売買によって取得し、経営規模を拡大したいというものでございます。図面は19ページに示しております。

現在も栗が植わっており、これからも管理・収穫したいということです。

この方は、16年前からこの辺の栗園を取得され、図面19ページの右に拠点を持っておられます。そこに草刈機、栗の剪定道具があります。

機械は、この地域で協力してもらえの方が管理するということです。

19ページの図面上側も、この方が持っておられます。前の方が高齢になられ売買するということです。

春日地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

引き続きまして、番号16番も、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号16番は、農地を始めて取得され、農業をしたいということです。20ページを見てください。この方の拠点で住んでいる家です。5年前に引っ越されて生活しており、今回農地を取得し農業を始めたいということです。

ここは、栗を作っていくということでございます。

これから機械は揃える予定で、草刈機は持っておられます。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員 番号17番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号17番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は21ページに示しております。

21ページの図面に拠点とあります。この拠点は先々月に5条申請で購入され、現在嵩上げし更地状態になっており、これから家を建てるという形になっております。

家が完成したら、市外から移住し農地を管理し、自家栽培と考えておられます。

農機具に関しましても、建築中の所に小さな物置を作って管理機を常備したいとの事です。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。御審議のほど、よろしく願いします。

○委員 番号18番から番号20番は譲受人が同一のため、議席番号○番の○○と一緒に説明させていただきます。

番号18番、番号19番、番号20番は農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は22ページに示しています。

今回申請のあった土地は遊休農地になっており、初めての農業で栗を栽培されるとの事です。農機具は持っておられませんが、トラクターは近くの方に借り、ユンボで土盛りなどをされるそうです。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

続きまして、番号21番も、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号21番は、農地を売買により取得し、農業経営を拡大したいというもので、図面は23ページに示しております。

今回の申請に当たり、新規に購入した土地で栗と水稻をしたいというものです。

誓約書が添付されておりますので、内容を読ませていただきます。

令和7年12月22日付け、農地法第3条の申請をするに当たり、確認した未申請の転用農地について、次のとおり農地法を守り、早急に是正し、申請手続を履行することを誓約いたします。

一筆は、登記地目が畑ですが、現況は山林です。同じくもう一筆の登記地目が田ですが、田と宅地になっております。現況が農地以外となった経緯について説明をします。

山林の方は、昭和の時代より山林化していた。一部宅地になっている方は、昭和の時代に祖父が農業用倉庫を建築したものである。相続の登記が未了のため、相続登記が出来てから申請にかかる予定です。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号15番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号15番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号15番は、許可すべきものと決定いたします。

番号16番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号16番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号16番は、許可すべきものと決定いたします。

番号17番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号17番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号17番は、許可すべきものと決定いたします。

番号18番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号18番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号18番は、許可すべきものと決定いたします。

番号19番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号19番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号19番は、許可すべきものと決定いたします。

番号20番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号20番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号20番は、許可すべきものと決定いたします。

番号21番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号21番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号21番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号22番～番号25番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号22番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号22番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は24ページと25ページに示しています。

計画作物は、水稻と栗です。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくをお願いします。

○委員 番号23番、番号24番、番号25番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

譲受人が同一ですので、一緒に説明させていただきます。

番号23番、番号24番、番号25番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は26ページ、27ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要

件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。  
御審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号22番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号22番について、許可することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号22番は、許可すべきものと決定いたします。

番号23番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号23番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号23番は、許可すべきものと決定いたします。

番号24番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号24番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号24番は、許可すべきものと決定いたします。

番号25番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号25番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号25番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、市島地域の案件について、事務局説明をお願いいたします。

○事務局 議案第1号、番号26番～番号28番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号26番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号26番は、農地を贈与により取得し、農業経営を拡大したいというもので、野菜を栽培する予定です。図面は28ページに示しています。

譲受人は、隣接圃場の所有者で、数年前からこの圃場も管理されております。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。御審議のほど、よろしくお願ひします。

○委員 番号27番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号27番は、農地を売買によって取得し、農業経営を開始したいというものです。

近くの住宅を拠点として移住の予定です。利用計画は、3筆が野菜で、2筆が果樹です。

草刈機、耕運機を所有しております。図面は29ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号28番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号28番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は30ページです。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

なお、申請地のすぐ上の家が譲受人宅で、現在果樹が植わっており、そのまま果樹を栽培するという事です。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号26番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号26番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号26番は、許可すべきものと決定いたします。

番号27番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号27番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号27番は、許可すべきものと決定いたします。

番号28番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号28番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号28番は、許可すべきものと決定いたします。

## ～ 議案第2号 番号1番 ～

○議長 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号1番は、売買により土地を取得し、庭をつくりたいという申請です。図面は33ページに示しております。

申請地の農地区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40パーセントを超えているため、第3種農地として判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題ないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 この件について、転用目的が庭ですけど、庭は住宅があってそれに隣接しておるという感覚ですが、その辺はどういうことですか。

○委員 申請されている南側の家を購入されて、この場所に庭をつくりたいということです。

○議長 よろしいですか。

ほかに、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して進達することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して進達すべきものと決定いたします。

### ～ 議案第3号 番号1番～番号13番 ～

○議長 議案第3号、非農地証明願承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号1番～番号3番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番から番号3番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号1番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は37ページに示しています。

1月15日に確認したところ、現地は露天駐車場となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の現状から見て非農地と判断しても特段に影響はないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成16年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号2番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は38ページに示しています。

1月15日に確認したところ、現地は山林となっており、農地への復旧が困難であり、周囲

の現状から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和58年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

番号3番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は39ページに示しています。

1月15日に地域委員会で確認したところ、現地は農業用倉庫となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の現状から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成13年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に、氷上地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号4番～番号6番朗読

○議長 番号4番と番号8番は同一の申請となっておりますので、番号8番も説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号8番朗読

○議長 番号4番から番号6番を、氷上地域委員会から、番号8番を、青垣地域委員会からそれぞれ確認報告をお願いいたします。

○委員 番号4番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号4番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は10ページに示しています。

1月14日に確認したところ、現地は店舗及び住宅となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の現状から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和53年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員 番号8番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号8番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は43ページに示しています。

1月14日に現地を確認したところ、2筆は庭となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の現状から見て非農地と判断しても特段に影響はないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和40年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会として、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員 番号5番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号5番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は40ページに示しています。

1月14日に確認したところ、現地は住宅となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の現状から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

農地でなくなった時期は、平成4年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題はないと考えております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員 番号6番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号6番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は41ページに示しています。

1月14日に確認したところ、現地は露天資材置場、露天駐車場となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の現状から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和55年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題がないと考えています。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 氷上地域委員会並びに青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号4番と番号8番につきまして、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番と番号8番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番、番号8番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号6番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号7番、番号9番～番号12番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号7番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号7番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は42ページに示しています。

1月14日に現地を確認したところ、現地は農業用倉庫となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和46年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会として証明することに問題はないと考えています。

御審議のほど、よろしくをお願いします。

○委員 番号9番から12番までを、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号9番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は44ページに示しております。

1月14日に確認したところ、現地は堆肥舎となっており、農地への復旧は困難で、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成8年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくをお願いします。

番号10番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は45ページに示しています。

1月14日に確認したところ、現地は住宅・物置・庭になっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和51年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしくをお願いします。

番号11番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は46ページに示しています。

1月14日に確認したところ、現地は車庫となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の現状から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和61年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

番号12番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は46ページに示しています。

1月14日に確認したところ、現地は農業用倉庫になっており、農地への復旧が困難であり、周囲の現状から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和46年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号9番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号9番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号9番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号10番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号10番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号10番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号11番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号11番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号11番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号12番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号12番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号12番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

続きまして、春日地域の案件について、事務局お願いします。

○事務局 議案第3号、番号13番朗読

○議長 春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号13番を議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号13番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は47ページに示しております。

1月15日の地域委員会で確認したところ、現地は庭となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和54年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと確認しております。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号13番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号13番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号13番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

ここで休憩を取ります。

(休憩)

(再開)

## ～ 議案第4号 ～

○議長 会議を再開いたします。

議案第4号、農用地利用集積等促進計画に係る意見についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

各地域委員会から確認報告ですが、柏原地域については、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 それでは、柏原地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番から番号27番まで、1月15日の柏原地域委員会において確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関

する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

柏原地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、柏原地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

復席をお願いします。

(該当委員復席)

○議長 続きまして、氷上地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号28番から番号145番まで、1月14日の氷上地域委員会におきまして確認をいたしました。全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

なお、番号67番、番号68番、番号145番の方は、地元の実家がございます。そこで作業・管理をすると聞いております。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

氷上地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに異議がないと回答することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、氷上地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに異議がないと回答いたします。

続きまして、青垣地域ですが、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 それでは、青垣地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号146番から番号191番まで、1月14日の青垣地域委員会において確認しましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに

特に意見はありません。

なお、番号160番は丹波市内の借家を拠点に農作業をされると聞いております。

また、農機具は農地所有者の物を利用されると聞いております。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

青垣地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに異議がないと回答することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、青垣地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに異議がないと回答いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 続いて、春日地域についても、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いします。

(該当委員退席)

○議長 それでは、春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号192番から番号263番まで、1月15日の春日地域委員会において確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

なお、番号233番はこちらの家に住んでおられますが、住所変更はされていません。

番号259番、番号260番もこちらに住んでいると聞いております。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

春日地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに異議がないと回答することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、春日地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに異議がないと回答いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

- 議長 山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。
- 委員 番号264番から番号303番まで、1月13日の山南地域委員会において確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。
- 議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。  
質問、意見等はございませんか。  
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。  
山南地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに異議がないと回答することとして、よろしいですか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、山南地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに異議がないと回答いたします。  
続きまして、市島地域も農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いします。

(該当委員退席)

- 議長 市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。
- 委員 番号304番から番号351番まで、1月13日の地域委員会において確認しましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。
- 議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。  
質問、意見等はございませんか。  
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。  
市島地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに異議がないと回答することとして、よろしいですか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、市島地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに異議がないと回答いたします。  
復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

～ 報告第1号 ～

○議長 報告第1号、農地の一時利用届について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第1号、番号1番～番号3番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

各地域委員会から、補足等ございませんか。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が補足します。

番号1番は、多面的機能支払交付金を活用した工事計画で、図面は7ページに示しています。

申請地の北側の道路から農地に進入し、南側の水路法面をコンクリート化する計画です。

なお、こちらの団体は5か年計画で、順番に工事を計画されており、次年度も続きの水路法面をコンクリート化する計画と伺っております。

○議長 ほか、ございませんか。

○委員 番号3番ですけれども、これも同じく多面的を利用して用水路を補修するための申請です。申請地の裏側の圃場の用水の補修です。

○委員 番号2番も、柏原と同様の内容でございます。

○議長 質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第1号、農地の一時利用届について御承知おきください。

## ～ 報告第2号 ～

○議長 報告第2号、農地の形状変更届について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第2号、番号1番～番号3番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

各地域委員会から、補足することはございませんか。

○委員 番号1番ですが、55ページの地図で2筆になっております。この2筆の間に進入路がありますが、実際はこの2筆の畦畔を取って1つの田で作業されております。そこで、この真ん中の進入路が邪魔になり、今回左側の進入路につけ替える形状変更届が出ております。

○委員 番号2番、番号3番は同じ方で56ページの地図にありますように、畦畔ブロックを除去して、農地の法面にこの畦畔のブロックを持っていくということで形状変更届が出されております。

○議長 各地域委員会から補足がありました。

質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第2号農地の形状変更届について、御承知おきください。

## ～ 報告第3号 ～

○議長 報告第3号、農地法施行規則該当転用届について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第3号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

補足することはございますか。

○委員 番号1番は、太枠で囲われている所はブドウ園でして、東側に管理棟があります。そこに上水道が通っているのですが、消毒等をするときにタンクでここまで持って来るのに、水が切れたらまた帰らなければならないので、2アール未満の農業用の井戸を設置するという案件です。

○議長 質問等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第3号、農地法施行規則該当転用届について御承知おきください。

### ～ 報告第4号 ～

○議長 報告第4号、土地改良事業の届出について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第4号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

補足することはございますか。

質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第4号、土地改良事業の届出について御承知おきください。

### ～ 報告第5号 ～

○議長 報告第5号、公共工事の届出について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第5号、番号1番、番号2番朗読

○議長 補足することはございますか。

質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第5号、公共工事の届出について御承知おきください。

これで、今日予定しておりました議案並びに報告事項につきましては終わりましたので、この際何か質問、意見等ございましたら、よろしくをお願いします。

ないようでしたら、事務局お願いいたします。

○事務局 (事務連絡)

○議長 それでは、事務局からありましたように、もう明後日ですね。よろしくをお願いします。多分雪が大分残っております。

それでは1月の総会は終わりですが、雪が降って足元も悪いですので、十分事故等気をつけてください。それから、インフルエンザ等また流行っているようですので、体調を整えられてよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、本日の会議はこれで終わります。どうもありがとうございました。



会議の顛末に相違ないことを認め、署名いたします。

令和8年1月26日

議 長 \_\_\_\_\_ ㊟

議事録署名委員（ 4 番委員） \_\_\_\_\_ ㊟

議事録署名委員（ 5 番委員） \_\_\_\_\_ ㊟